

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て		12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
					13 鳥取県	中山間地域の農業者	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置

					農地 を守 る直 接支 払基 金	に対し直接 支払いを実 施すること により、農 業生産活動 を維持し、 農地が有す る水源かん 養機能等の 多面的機能 を確保する こと。	歳出予 算に定 める額	歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。
13	略				14	略			
14	略				15	略			
15	略				16	略			
16	略				17	略			
17	略				18	略			
18	略				19	略			
19	略				20	略			
20	略				21	略			
21	略				22	略			
22	略				23	略			
23	略				24	略			
24	略				25	略			
25	略				26	略			
26	略				27	略			
27	略				28	略			
28	略				29	略			
29	略				30	略			
30	略				31	略			
31	略				32	略			
32	略				33	略			

附 則

この条例は、平成23年2月1日から施行する。